

≫飛沫防止用シートに関する火災予防注意喚起について

新型コロナウイルス感染症対策のため、店舗のレジカウンターなどに飛沫防止用シートが設置されていますが、令和2年4月に大阪府内でライターを購入した客が試しに点火したところ、シートに着火する火災が発生しています。



シートの材質によっては、着火・燃焼しやすいものがあることから、以下の事項について注意してください。

1. 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには設置しない（必要に応じて、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用してください）。
2. 火災等が発生した場合、避難の障害とならないよう設置してください。
3. スプリンクラーヘッドや自動火災報知設備の感知器などの消防用設備の近くに設置すると、火災が発生した際に有効に作動しないおそれがありますので、設置の際には十分注意してください。

[飛沫防止用シート設置に係る注意喚起 リーフレット（PDF : 1,400KB）](#)